

江戸川区介護支援専門員法定研修等費用助成事業 Q&A (2025.12.24時点)

Q1	具体的にどういう人が対象となりますか。
A1	介護支援専門員証を交付された方で、区内の介護保険施設または介護事業所等において、介護支援専門員の資格を活用し、介護サービス計画作成（以下、ケアプラン作成という）の作成業務をしている方が対象です。申請を行った時点においても勤務を継続していることも必要です。
Q2	対象となる事業所を教えてください。
A2	対象の施設、事業所は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none">・居宅介護支援・地域包括支援センター・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・（介護予防）特定施設入居者生活介護・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
Q3	対象となる研修等を教えてください。
A3	対象の法定研修等は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none">・介護支援専門員実務研修受講試験・介護支援専門員実務研修・介護支援専門員更新研修・介護支援専門員現任研修・介護支援専門員再研修・主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修
Q4	介護支援専門員証は交付されているが、介護支援専門員として採用されていない場合は対象になりますか。
A4	助成対象外です。ただし、地域包括支援センターで勤務しており、介護支援専門員証は交付されているが、介護支援専門員とは別の職種で、介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を作成する業務に携わっている場合は対象になります。
Q5	介護支援専門員証交付前から対象事業所にて対象外の職種で勤務しており、前々年度の4月1日以後に介護支援専門員証交付され、介護支援専門員に職種が変更になった場合は対象になりますか。
A5	対象となります。就労証明書の採用日欄には職種変更となった日付をご記入ください。

Q6	非常勤職員でも対象となりますか。
A6	対象要件を全て満たしていれば対象となります。
Q7	対象事業所でケアプラン作成している者で介護支援専門員として勤務している者が、対象とならない事業所または対象とならない職種（事務員や生活相談員等）で兼務している場合は対象となりますか。
A7	兼務であっても介護支援専門員として勤務していてケアプラン作成している者で、その他要件をすべて満たしている場合は、対象となります。
Q8	申請は事業所単位ですか、または法人単位ですか。
A8	申請は法人単位です。
Q9	介護支援専門員実務研修受講試験の領収書について、受験申込書に貼付した払込受領書の写しでも対象となりますか。
A9	対象となります。受験申込書に貼付した払込受領書の写しもしくは払込受領書単体の写しを他の申請書類と併せてご提出ください。
Q10	前々年度の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員証の発行日が前年度の4月1日と記載されている方について、前々年度中に実務研修受講料を支払っている場合は、助成対象となりますか。
A10	申請年度の前々年度（申請年度が令和7年度の場合、令和5年度）以降の費用について、対象となります。申請時点において、介護支援専門員としてケアプラン作成する業務に携わっている方であり、申請を行った時点においても勤務を継続している方が対象となります。
Q11	研修の費用を個人で負担している場合は、助成の対象となりますか。
A11	助成対象外です。本事業は個人に対する補助ではなく、受講料を負担している事業者に対しての補助金となります。なお、個人で費用を負担した後、事業者が個人負担分の費用を補填した場合は、助成対象となります。
Q12	事業者からの受講料の支払いについては、受講終了後でも可能ですか。
A12	可能です。助成金申請時までに、事業者は本人の受講料を負担していることが要件となります。

Q13	事業者が研修費用の4分の3補助している場合、助成の対象となりますか。
A13	<p>助成対象となります。なお、介護支援専門員実務研修受講試験と法定研修で助成率が異なりますのでご注意ください。</p> <p>(例1) 「介護支援専門員実務研修受講試験」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務研修受講試験 = 12,548円 事業者が4分の3補助 ⇒ $12,548 \times 3/4 = 9,411$円 介護支援専門員実務研修受講試験の助成率 = 全額 介護支援専門員実務研修受講試験の助成額 = 9,000円 (1,000円未満切り捨て) <p>(例2) 「介護支援専門員実務研修」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務研修 = 44,600円 事業者が4分の3補助 ⇒ $44,600 \times 3/4 = 33,450$円 介護支援専門員実務研修の助成率 = $1/4$ ⇒ $33,450 \times 1/4 = 8,362.5$ 介護支援専門員実務研修の助成額 = 8,000円 (1,000円未満切り捨て)
Q14	申請書類に「受講費用を事業者が負担したことが分かる書類」とありますか、具体的にどのような証明書を準備すればいいですか。
A14	給料で受講料負担額を支払った場合は、給与明細の写し。 受講料を手渡しした場合は、介護支援専門員の捺印がある様式(任意様式)をご提出ください。※江戸川区介護保険のページにて参考様式掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。
Q15	受講料の振り込みは事業所名義ではなく、個人名で振り込みしましたが問題ないでしょうか。
A15	研修実施団体への受講料振込は介護支援専門員個人・事業所どちらでも問題ありません。
Q16	江戸川区内の事業所から、区外の事業所に法人内で異動となった場合、助成の対象になりますか。
A16	助成金の申請時に江戸川区外の事業所に異動となった場合は、助成対象外となります。
Q17	更新研修を受講した時は、介護支援専門員として就労していませんでしたが、研修修了後に、介護支援専門員として業務に就きました。この場合は助成の対象となりますか。
A17	助成対象となります。助成金の申請は研修が修了してからとなりますので、申請時に介護サービス計画等作成する業務に携わっている場合は対象となります。
Q18	研修受講時はA社で勤務しておりましたが、現在はB社に勤務しています。B社は本事業の助成金の申請は可能でしょうか。
A18	可能です。要件を満たしていれば助成の対象となります。
Q19	研修受講時はA社で勤務しておりましたが、現在はB社に勤務しています。A社は本事業の助成金申請は可能でしょうか。
A19	要件を満たさないため申請できません。助成金の申請を行う時点において、勤務する事業者からのみ申請可能です。
Q20	他道府県が実施している法定研修を実施した場合、助成対象にできますか。
A20	助成対象にできます。ただし、他道府県または自治体等で実施する同様の助成を受けていないことが条件になります。

Q21	厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の助成を受けている場合であっても、助成金の申請を行うことは可能ですか。
A21	出来ません。東京都の補助金のみ併用可能です。なお、東京都の補助金と併給申請する場合、東京都の助成申請期限にご注意ください。
Q22	助成金は申請した法人の口座に振り込まれますか。
A22	お見込みのとおりです。支給決定通知が到着後、指定の口座にお振込みします。
Q23	助成金はいつ支給されますか。
A23	申請のあった日から概ね1ヶ月を予定しております。 ※書類審査状況によって、支給日が前後する場合もございます
Q24	助成金の申請はいつまでに提出すればよろしいですか。
A24	申請期限は申請年度の3月31日までです。（ただし、31日が土曜日または日曜日の場合は、その直前の平日） 介護支援専門員証の発行状況等で書類が揃わず上記の締切までに提出が間に合わない場合は、提出期限の1週間前までにご連絡ください。 ※提出締切日、事前連絡受付日を過ぎた場合、助成できませんのでご注意ください。